

市第14号議案

横浜市動物愛護センター条例の一部改正

横浜市動物愛護センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

横浜市動物愛護センター条例（平成22年12月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第35条第1項及び第2項」を「第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市動物愛護センター条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市動物愛護センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（業務）

第2条 センターは、次の業務を行う。

（第1号及び第2号省略）

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。
第35条第1項及び第2項

）の規定により引き取った犬及び猫_{ねこ}の収容、保管、返還及び譲渡等の処分並びに同法第36条第2項及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項の規定により収容した犬、猫_{ねこ}等の動物の保管、返還及び譲渡等の処分

（第4号から第13号まで省略）